

○第二種免許を受けようとする者に対する講習実施要領の制定について(通達)
(平成 14 年 5 月 24 日岡運教第 29 号警察本部長例規)

改正 平成 18 年 1 月岡運教第 9 号 平成 18 年 3 月岡務第 68 号
平成 19 年 8 月岡運免第 238 号 平成 24 年 3 月岡運免第 137 号
平成 29 年 3 月 8 日岡運免第 102 号 平成 31 年 4 月 9 日岡務第 329 号

各部長
首席監察官
各所属長

第二種免許を受けようとする者に対する講習に関する規程(平成 14 年岡山県公安委員会規程第 8 号)の制定に伴い、別添のとおり第二種免許を受けようとする者に対する講習実施要領を定め、平成 14 年 6 月 1 日から施行することとしたので、誤りのないようにされたい。

別添

第二種免許を受けようとする者に対する講習実施要領

第 1 趣旨

この要領は、道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。)第 108 条の 2 第 1 項第 7 号に規定する講習(以下「旅客車講習」という。)及び法第 108 条の 2 第 1 項第 8 号に規定する講習のうち、大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けようとする者に対する応急救護処置に関するもの(以下「応急救護処置講習」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 基本的留意事項

1 講習指導員

第二種免許を受けようとする者に対する講習に関する規程(平成 14 年岡山県公安委員会規程第 8 号)第 5 条第 1 号に規定する講習指導員(以下「指導員」という。)には、講習実施者として適格性を有する者をもって充て、受講者数に応じて必要な数を確保するものとする。

2 講習施設

旅客車講習又は応急救護処置講習は、講習の実施に必要なコース、建物その他の設備を有する施設において行うものとする。

3 講習の実施時期

旅客車講習又は応急救護処置講習は、原則として運転免許試験の合格後に実施するものとする。また、交通部運転免許課長(以下「運転免許課長」という。)は、講習日の設定について、あらかじめ法第 108 条の 2 第 3 項の規定により旅客車講習又は応急救護処置講習の実施を委託した者(以下「講習機関」という。)と協議するものとする。

4 受講申請の受付

旅客車講習又は応急救護処置講習の受講の申請の受付に当たっては、講習受講申込書(様式第1号)の提出を求め、本人であることを確認するものとする。

なお、講習受講申込書は、当該申込書を受理した日の属する年の翌年から起算して1年間保存するものとする。

5 講習計画等

(1) 講習計画

講習機関は、それぞれ別表第1及び別表第2に基づき、講習計画書(様式第2号及び様式第3号)を作成するものとする。

(2) 講習計画書の届出

講習機関は、講習計画届出書(様式第4号)に次に掲げる書類を添付し、運転免許課長に提出するものとする。

ア 講習計画書

イ 路上講習の区域図

第3 講習の方法

1 旅客車講習

(1) 指導員の数

各講習項目における指導員の数は、別表第3に定める基準を満たすこと。

(2) 講習の内容及び方法

旅客車講習は、別表第1及び別表第3に準拠するとともに、講習指導案を作成して実施すること。また、別表第3により課題を設定し行うこと。

(3) 使用車両

大型第二種免許に係る旅客車講習(以下「大型旅客車講習」という。)にあつては大型自動車(バス型で乗車定員30人以上のものに限る。以下同じ。)を、中型第二種免許に係る旅客車講習(以下「中型旅客車講習」という。)にあつては中型自動車(バス型で乗車定員11人以上29人以下のものに限る。以下同じ。)を、普通第二種免許に係る旅客車講習(以下「普通旅客車講習」という。)にあつては普通乗用自動車(以下「普通自動車」という。)を使用すること。

(4) 教本

危険予測ディスカッションに必要な知識等を内容とする講習内容に即した教本を使用すること。また、身体障害者等への対応については、身体障害者、子ども、高齢者等交通弱者の行動特性を理解した運転行動、対応等を内容とするものを使用すること。

2 応急救護処置講習

(1) 指導員の数

応急救護処置講習の指導員は、受講者10人以内に対し1人を基準とすること。

(2) 講習の内容

応急救護処置講習は、別表第2に準拠するとともに、講習指導案を作成して実施すること。

(3) 講習の方法

実技のうち、胸骨圧迫（心臓マッサージ）、気道確保及び人工呼吸については、模擬人体装置を受講者4名に対して全身2体（全身1体及び半身1体でも差し支えないものとする。）及び乳児1体の割合で使用すること。

(4) 教本

応急救護処置講習の教本は、旅客自動車の運転者が交通事故による負傷者を救護するために必要な知識のほか、心肺蘇生、自動体外式除細動器（以下「AED」という。）の使用、止血、固定、包帯の使用等の救護処置の具体的な方法について、分かりやすくまとめたものを使用すること。

(5) 模擬人体装置

応急救護処置講習に使用する模擬人体装置は、別表第2に対応し、かつ、次に掲げる基準に適合したものを使用すること。

ア 全身の模擬人体装置

胸骨圧迫（心臓マッサージ）、気道確保及び人工呼吸の手順を訓練することができ、かつ、次のいずれの機能をも有するものであること。

(ア) 胸骨圧迫（心臓マッサージ）

- a 人体と同じような感覚で胸骨圧迫（心臓マッサージ）を実施できる構造であること。
- b 圧迫の深さが視覚的に確認できること。

(イ) 気道確保

- a 頭部後屈あご先拳上を行わないと気道が開通しない構造であること。
- b 頭部後屈あご先拳上の状態が視覚的に確認することができること。

(ウ) 人工呼吸

- a 呼気吹き込みを行ったり止めたりすることに応じた胸の動き（上がったりがったり）が視覚的に確認できること。
- b aの胸の動きが人体を模して滑らかであることが視覚的に確認することができること。
- c 呼気が逆流しない構造であること。

イ 半身の模擬人体装置

胸骨圧迫（心臓マッサージ）、気道確保及び人工呼吸の手順を訓練することができる機能を有するものであること。

(6) 留意事項

応急救護処置講習を実施する場合は、次に掲げる事項に留意し、感染予防対策に万全を期すること。

ア 実習前に、受講者にうがい及び手洗いを実施させること。

イ 模擬人体装置を使用して呼気吹き込み実習を行わせる場合には、受講生に対し、事前に酒精綿(エタノール綿)を用いて模擬人体装置の口及び口中を十分に清拭させるとともに、使い捨て呼気吹き込み器具を使用し実施させること。

ウ 受講者が実習中に出血し、模擬人体装置に血液が付着した場合は、予備の模擬人体装置を使用してできる場合を除き、同装置を使用しての事後の実習は中止すること。

エ 受講時に、顔面や口周辺から出血がある受講者については、吹き込み実習は控えてもらうよう留意すること。

オ 実習後は、ディスポ肺の交換やフェイスマスク、気道部分の清掃など衛生面の配慮について怠りのないようにすること。

3 指定自動車教習所の教習との合同による実施

講習機関が指定自動車教習所である場合は、指定自動車教習所の教習の標準(以下「教習の標準」という。)のうち、次に掲げるものに係る教習に対応する別表第1及び別表第2の講習科目と合同で行うことができる。

(1) 大型旅客車講習、中型旅客車講習及び普通旅客車講習

ア 「1 危険を予測した運転」

教習の標準の大型第二種免許及び中型第二種免許に係る技能教習の応用走行(第2段階)項目名9並びに普通第二種免許・AT限定普通第二種免許に係る技能教習の応用走行(第2段階)項目名10

ただし、観察教習(自動車の運転を想定し、他人の運転を観察させることによる教習。)(運転シミュレーターによる教習を含む。)及び本項目及び教習の標準の第二種免許に係る学科教習の学科(二)(第2段階)項目名18を3時限連続で実施する場合のコメンタリードライビング(受講者が自動車の運転を通じ、見たり、感じたり、思ったりした危険に関する様々な情報を運転しながら短い言葉でコメントすることによる講習をいう。以下同じ。)(同一の種類免許に係るものに限る。)に限るものとする。

イ 「2 危険予測ディスカッション」

教習の標準の第二種免許に係る学科教習の学科(二)(第2段階)項目名18

ウ 「3 夜間の運転」

教習の標準の大型第二種免許及び中型第二種免許に係る技能教習の応用走行(第2段階)項目名10並びに普通第二種免許・AT限定普通第二種免許に係る技能教習の応用走行(第2段階)項目名11

ただし、運転シミュレーターによる教習及び暗室における教習に限るものとする
こと。

エ 「4 悪条件下の運転」

教習の標準の大型第二種免許及び中型第二種免許に係る技能教習の応用走行(第
2段階)項目名 11 並びに普通第二種免許・AT 限定普通第二種免許に係る技能教習
の応用走行(第 2 段階)項目名 12

ただし、運転シミュレーターによる教習及びスキッド教習(スキッドコース又は
スキッド教習車を使用するものをいう。)に限るものとする。

オ 「5 身体障害者等への対応」

教習の標準の第二種免許に係る学科教習の学科(一)(第 1 段階)項目名 17

(2) 応急救護処置講習

教習の標準の第二種免許に係る学科教習の学科(二)(第 2 段階)項目名 19、20

第 4 事故防止等

実技に当たっては、各種事故防止に万全を期するため、指導員に特段の配慮をさせ
るとともに、講習中の事故に備え、傷害保険等への加入を求めるものとする。

第 5 講習終了証明書の交付

応急救護処置講習又は旅客車講習を終了した者に対し、講習終了証明書を交付する
とともに講習終了証明書交付台帳(様式第 5 号)により交付の状況を記録するものとし
る。

なお、講習終了証明書交付台帳は、講習機関において、講習終了証明書を交付した
日の属する年の翌年から起算して 1 年間保存するものとする。

第 6 報告

応急救護処置講習又は旅客車講習を実施した者は、次により運転免許課長に報告す
るものとする。

報告書類	報告時期
講習実施結果報告書(様式第 6 号)	実施の都度
講習中の事故発生報告書(様式第 7 号)	発生の都度

第 7 文書の保存

運転免許課における文書の保存は、次のとおりとする。

文書名	保存期間
講習受講申込書	5 年
講習計画届出書	長期
講習実施結果報告書	1 年
講習中の事故発生報告書	1 年

別表第 1

大型旅客車講習、中型旅客車講習及び普通旅客車講習の講習科目及び時間割り等に関する細目

事項	方式	講習科目	講習細目	講習内容	時間
危険を予測した運転	実技	1 危険を予測した運転	(1) 危険要因のとらえ方 (2) 起こり得る危険の予測 (3) 危険の少ない運転行動の選び方	○ 交通量の多い市街地における旅客輸送を想定し、他の交通との関わりと危険性を認識させながら、的確な危険予測能力及び危険回避能力を養わせる。	2
	討議	2 危険予測ディスカッション	(1) 危険予測の重要性 (2) 走行中の危険場面 (3) 起こり得る危険の予測 (4) より危険の少ない運転行動	○ 直前に行った実技における危険場面等を踏まえ、旅客を安全に輸送するための意見交換を行い、危険予測能力の定着を図る。	1
夜間の運転	実技	3 夜間の運転	(1) 夜間における運転視界の確保の仕方 (2) 夜間における道路交通に係る情報のとらえ方 (3) 夜間における運転の仕方	○ 旅客輸送を想定し、夜間対向車の灯火により眩惑されることその他交通の状況を視覚により認知することが困難になることを理解させ、そのような状況下における視界確保の方法や安全な運転能力を養わせる。	1
悪条件下での運転	実技	4 悪条件下での運転	(1) 積雪、凍結道路の運転の仕方 (2) 濃霧、吹雪、砂塵等で視界不良の場合の運転の仕方 (3) 豪雨、強風下での運転の仕方 (4) 道路冠水の場合の措置	○ 旅客輸送を想定し、凍結の状態にある路面での走行など、自然環境下における様々な悪条件を体感させ、それに伴う的確な危険予測及び危険回避能力を養わせる。	1
身体障害	実習	5 身体障害者	(1) 子供、高齢者の行動特性	○ 子供、高齢者及び身体障害者等の特性を理解させ、道路における危険予測・危険回避能力を養	1

者等への対応	への対応	を理解した運転行動と対応 ・児童・幼児の保護 ・高齢者の保護 ・子供や高齢者が事故に遭いやすい場所における保護 ・高齢者等の乗車時等の対応 (2) 身体障害者の行動特性を理解した運転行動と対応 ・身体障害者の保護 ・身体障害者の乗降時の対応	わせる。 ○ 旅客となり得る身体障害者等の特性を理解させ、様々な障害に対応した介助方法を習得させる。	
備考 休憩時間は、講習時間以外に適当時間設けること。			合計	6

別表第2

応急救護処置講習の講習科目及び時間割り等に関する細目

方式	講習科目	講習細目	講習内容	時間
講義	1 応急救護処置とは	(1) 応急救護処置の意義 (2) 応急救護処置の目的 (3) 応急救護処置の必要性 (4) 応急救護処置の内容	○ 生命尊重の意識の高揚を図るとともに、応急救護処置の重要性について理解させる。	1
	2 実施上の留意事項	(1) 適切な実施場所の選定 (2) 事故発生時の通報 (3) 感染対策 (4) その他の留意事項	○ 処置を実施する者の安全確保と傷病者の状態の悪化防止の観点から指導する。	
	3 救急体制	(1) 救急活動体制 (2) 救急医療	○ 交通事故発生時の救急体制について具体的に説明する。	

		体制 (3) 交通事故による負傷の特徴		
	4 具体的な実施要領	(1) 傷病者の観察 (2) 傷病者の移動 (3) 体位管理 (4) 心肺蘇生 (5) AEDを用いた除細動 (6) 気道異物除去 (7) 止血法 (8) 包帯法 (9) 固定法	○ 各項目において、最小限必要な基礎知識について、教本を用いて理解させる。 AEDを用いた除細動については、その概要、AEDの設置場所及び一般向けの講習について、教本等を用いて説明する。 ○ 心肺蘇生の中止及び救命の連鎖について指導する。	
	5 各種傷病者に対する対応	(1) 各種外傷に対する対応 (2) 熱傷に対する対応 (3) 各種症状に対する対応 (4) 中毒に対する対応	○ 各種傷病者に対する対応要領について理解させる。	1
	6 まとめ	訓練の継続と実行の大切さ		
実技	7 傷病者の観察・移動	(1) 傷病者の観察 (2) 車内から車外に運び出す場合 (3) 路上に倒れている人を運ぶ場合	○ 肩をたたき、声をかけさせる。	1
	8 体位管理	(1) 傷病者に意識がある場合 (2) 傷病者に意識がない場合 (3) ショックの場合	○ 回復体位を重点的に指導する。	

	(4) 呼吸困難の場合 (5) 心肺蘇生を行う場合		
9 心肺蘇生	(1) 意識状態の観察 (2) 呼吸状態の観察 (3) 胸骨圧迫（心臓マッサージ） (4) 気道確保と人工呼吸	○ 成人の場合を重点的に指導する。 ○ 気道確保しながら、胸と腹部の動きから判断することを強調する。 ○ 胸骨圧迫（心臓マッサージ）を1分間に100回～120回のテンポで約1分間実施させる。 ○ 頭部後屈あご先挙上法を指導する。 ○ 口対口で、息を約1秒かけて2回吹き込ませる。 ○ 胸骨圧迫（心臓マッサージ）を1分間に100回～120回のテンポで30回と人工呼吸2回を1サイクルとして、5サイクル連続して実施させる。	2
10 気道異物除去	(1) 腹部突き上げ法 (2) 背部叩打法		
11 止血法	(1) 出血の観察 (2) 傷口の圧迫 (3) 包帯等の利用 (4) 頭部、顔面の止血 (5) 効果的な止血法	○ 直接圧迫が効果的であることについて指導する。	
12 包帯法	(1) 頭部の場合 (2) 体幹部位の場合 (3) 上肢・下肢の場合		1
13 固定法			
備考	休憩時間は、講習時間以外に適当時間設けること。	合計	6

別表第3

大型旅客車講習、中型旅客車講習及び普通旅客車講習における指導及び実施要領

1 危険を予測した運転

講習細目	指導要領
1 危険要因の捉え方	絶えず変化する道路上の危険要因(情報)をより早く、より広く、より深くとらえさせ、これらの情報を取捨選別する方法について訓練させる。
2 起こり得る危険の予測	捉えた危険要因(情報)ごとに、危険予測の仕方について解説指導し、顕在的・潜在的危険を予測させる。 個癖にとらわれた予測を払拭し、どの危険に対してどのような予測をするか個々具体的に指導し、教習生にも順次危険要因を拾い上げさせ予測の仕方を定着させる。
3 危険の少ない運転行動の選び方	入手した情報により予測した危険について、安全な回避行動を選択させる。 旅客輸送の運転者として、一般の運転者より安全な運転行動の必要性を理解させるとともに、余裕を持った回避行動を定着させる。
講習実施要領	
<p>1 講習の方法</p> <p>(1) 観察学習(自動車の運転を想定し、他人の運転を観察させることによる講習。以下「観察学習」という。)による講習及び、コメンタリードライビングによる講習をそれぞれ1時間行うこと。ただし、観察学習については、受講者が観察することのみに終始しないよう指導すること。 また、観察学習についてのみ、運転シミュレーターによる講習を行うことができるものとする。</p> <p>(2) 上記方法による講習を2時間連続で行った後、引き続き講習項目2「危険予測ディスカッション」(1時間)を行うことが望ましいものとする。 ただし、3時間連続で行うことが困難な場合については、次の方法によることができるものとする。</p> <p>ア 観察学習を行った後、引き続き講習項目2「危険予測ディスカッション」を行い、その後近接した機会(講習と講習の間に他の講習を挟まないもの。)にコメンタリードライビングを行うもの。</p> <p>イ 観察学習を行った後、これに近接した機会にコメンタリードライビングを行い、それに引き続き講習項目2「危険予測ディスカッション」を行うもの。</p> <p>2 指導員の数</p> <p>(1) 観察学習のうち運転シミュレーターによる講習を行う場合は、指導員1人が同時に3人以内の受講者に対し講習を行う(以下「集団講習」という。)ことができるものとする。</p> <p>(2) 観察学習、及び上記1(2)の方法による本講習及び講習項目2「危険予測ディスカッション」を3時限以上連続で行う場合におけるコメンタリードライビングについてのみ、複数講習(自動車の運転に関する実技の講習を自動車により行う場合に、指導員が受講者の運転する自動車に他の受講者1人又は2人と乗車し、又は指導員の運転する自動車に3人以下の受講者を同乗させて指導する方法による講習。以下同じ。)を行うことができるものとする。 なお、上記方法による場合は、それぞれの受講者の運転できる機会が均等になるよう配慮すること。</p> <p>3 使用車両 大型旅客車講習にあっては、大型自動車を、中型旅客車講習にあっては、中型自動</p>	

車を、普通旅客車講習にあつては、普通自動車を使用すること。

2 危険予測ディスカッション

講習細目	指導要領
1 危険予測の重要性	視聴覚教材等必要な教材を用い、かつ、具体的な事例を挙げて「危険予測の意義、重要性」について説明する。
2 走行中の危険場面	直前に実施された「危険を予測した運転」における走行中の場면을素材にして、受講者に危険場面を抽出させる。その際、できるだけ受講者からの発言を引き出し、不足している内容について指導員が補足説明するよう心掛ける。
3 起こり得る危険の予測	それぞれの危険場面において起こりうる危険を予測させ、それがなぜ危険なのかを理解させる。
4 より危険の少ない運転行動	予測させる危険に対してとる運転行動のうち、どのような運転行動をとることが最も安全であるかを考えさせる。

講習実施要領

1 講習方法

(1) 講習項目1「危険を予測した運転」を行った後、引き続き連続して本講習を行うことが望ましいものとする。

ただし、3時間以上連続して行うことができない場合にあつては、講習項目1「危険を予測した運転」の講習方法における1(2)ア、イの方法により、少なくとも実技に係る講習を1時間以上行った後に引き続き連続して行うこと。

(2) 指導員の一方的な説明に終わることなく、できるだけ受講者の考え方や疑問を引き出し、発言させること。

また、ディスカッションの素材となりやすい場所や危険場面の写真等をあらかじめ準備しておき、これを効果的に活用した講習を行うなど、実施方法について工夫すること。

(3) 本講習における指導員はできるだけ直前に行った実技に係る講習における指導員が引き続き行うこと。

(4) 本講習における受講者の数は、受講者全員がディスカッションに参加できる適正な人数とすること。

3 夜間の運転

講習細目	指導要領
1 夜間における運転視界の確保の仕方	前照灯の照射角度により視界に差があることを理解させるとともに、視界確保の仕方について修得させる。
2 夜間における道路交通に係る情報の捉え方	蒸発現象や眩惑等、夜間特有の現象を理解させ、早期的確な情報の捉え方について修得させる。
3 夜間における運転の仕方	前照灯の切り替え等、夜間におけるよりよい運転方法を理解させ、反復指導してこれを修得させる。

講習実施要領

1 講習方法

(1) 日没後の道路における講習を原則とすること。

(2) ただし、上記(1)の方法に代えて次の方法により行うことができるものとする。

ア 運転シミュレーターを使用して行うもの。

イ 講習の一部として、日没後に運転シミュレーターによる講習、暗室における講習、施設内のコースにおける講習により夜間特有の眩惑・蒸発現象等を認識・理解させた後、引き続き道路における講習を行うもの(ただし、講習から講習への移動時間の短い場合に限る。)

ウ 本講習については、次のことに留意すること。

道路における講習を行う場合は、中央分離帯のないコースで車内の照明を点灯(大型旅客車講習のみ)させて行うこと(設定されたコースに至るまでは中央分離帯のあるコースを走行しても差し支えないものとするが、設定できる範囲で可能な限り距離の長いものを設定すること。)

(3) 日没後に本講習を行うことができない場合に限り、次の方法により行わせることができるものとする。

ア 日没に近接した時間に行うこと。

イ 講習の一部として運転シミュレーターによる講習又は暗室による講習により、夜間特有の眩惑・蒸発現象等を認識・理解させた後、引き続き施設内のコースにおいて疑似薄暮時走行を行うものであること(ただし、講習から講習への移動時間の短い場合に限る。)

ウ 本講習については、次のことに留意すること。

○ 日没とは、太陽の上限が地平線又は水平線に没したときを指し、具体的には国立天文台が発表する各地の日没時間によること。

○ 疑似薄暮時走行については、色つきゴーグル(透過率40%の黒色レンズで、レンズ面以外の部分からゴーグル内部への光の進入が遮断できるもの。)を使用すること。

また、あらかじめ施設内のコースにおける周回コース、幹線コース又は坂道コース等を含むコースを設定するとともに、コース上に走行する四輪車等を混入させ行うこと。

2 指導員の数

(1) 本講習を運転シミュレーターにより行う場合は、集団講習によることができるものとする。

(2) 暗室における講習については、施設の規模により適正な講習が実施できる人数とすること。

3 使用車両

大型旅客車講習にあつては、大型自動車を、中型旅客車講習にあつては、中型自動車を、普通旅客車講習にあつては、普通自動車を使用すること。

4 悪条件下での運転

講習細目	指導要領
1 積雪、凍結道路の運転の仕方	積雪、凍結路面において急ブレーキや急ハンドル操作を実施させ、その危険性を理解させるとともに、早めの制動や十分な車間距離等、安全な走行方法について訓練させる。
2 濃霧、吹雪、砂塵等で視界不良の場合の運転の仕方	視界不良の場合における視界の確保方法及び危険要因の早期発見方法を修得させ、早めの制動や十分な車間距離の確保等、安全な走行方法について訓練させる。
3 豪雨、強風下での運転の仕方	豪雨及び強風下における車体への影響を理解させるとともに、同状況下における安全な走行方法について訓練させる。
4 道路冠水の場合の	冠水部分における走行可否のみきわめ方法を修得させるとと

措置	もに、通過後の安全確認等を理解させる。
講習実施要領	
<p>1 講習方法</p> <p>(1) 道路又は施設内のコースにおいて実際の悪条件下の運転に係る講習を行う場合は、凍結又は積雪状態にある路面での走行に限らせること。 また、上記方法により教習を行う場合は、安全確保がなされている場合に限ること。</p> <p>(2) ただし、上記(1)の方法に代えて次の方法により行うことができるものとする。 ア 運転シミュレーターを使用して行うもの。 イ スキッドコース又はスキッド講習車を使用するもの(以下「スキッド講習」という。) ウ 講習の一部として運転シミュレーターによる講習を行った後、引き続き上記(1)の方法による講習を行うもの(ただし、講習から講習への移動時間が短い場合に限る。)</p> <p>(3) なお、道路における講習又は施設内のコースにおける講習において、実際の悪条件下における運転に係る講習を行う場合、又は、スキッド講習を行う場合(悪条件の一部での走行のみの場合)については、他の悪条件下における運転に係る留意点について口頭で細かく説明すること。</p> <p>2 指導員の数</p> <p>運転シミュレーターによる講習又はスキッド講習を行う場合は、集団講習によることができるものとする。 ただし、上記方法によりスキッド講習を集団で行う場合は、運転しない他の受講者は安全な場所で見学する方法によるものとする。</p> <p>3 使用車両</p> <p>大型旅客車講習にあつては、大型自動車、中型自動車又は普通自動車を、中型旅客車講習にあつては、中型自動車又は普通自動車を、普通旅客車講習にあつては、普通自動車を使用すること。</p>	

5 身体障害者等への対応

講習細目	指導要領
1 子供、高齢者の行動特性を理解した運転行動と対応	教本、視聴覚教材等を用い、旅客となりうる子供、高齢者の行動を理解させるとともに、より安全な運転行動と対応を修得させる。
2 身体障害者の行動特性を理解した運転行動と対応	身体障害者の特性を理解させるとともに、実習形式で車両へ身体障害者を乗車させる方法について修得させる。

講習実施要領	
<p>1 講習方法</p> <p>(1) 大型旅客車講習にあつては、大型自動車(及び必要に応じ中型自動車又は普通自動車)を、中型旅客車講習にあつては、中型自動車(及び必要に応じ大型自動車又は普通自動車)を、普通旅客車講習にあつては、普通自動車(及び必要に応じ大型自動車又は中型自動車)を用い、施設内のコースその他の設備において実習形式により行うこと。</p> <p>(2) 講習の一部として車椅子利用者に係る乗降時の対応要領について、指導員又は受講者が互いに運転者又は乗客となって実習を行うこと。 なお、この場合車椅子を使用することが望ましいものとするが、車椅子に代えて椅</p>	

子を使用しても差し支えないものとする。

(3) 講習の一部(約 20 分以内)については、DVD等の視聴覚教材を使用した講習を行うことができるものとする(ただし、講習から講習への移動時間が短い場合に限る。)

2 指導員の数

指導員 1 名が 6 人以内の受講者に対し行うことができるものとする。

3 合同講習の方法

当該講習は、大型旅客車講習、中型旅客車講習及び普通旅客車講習の合同講習を行うことができるものとする。